

令和5年度東京都立高等学校等被災生徒支援給付金について

東京都教育委員会は、東日本大震災（平成23年3月）、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の影響により、都内に転居され東京都立高等学校等に入学した生徒の学習に必要な経費について、給付金（被災生徒支援給付金）による支援を行っています。

詳細につきましては、経営企画室までお問い合わせください。

1 被災生徒支援給付金の対象となる生徒

東日本大震災（平成23年3月）、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨により被災した生徒

ただし、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金及び他道府県の奨学のための給付金等の支給を受ける者は対象外です。

2 被災生徒支援給付金の支給要件

東京都の被災生徒支援給付金の対象経費について、同種の給付型就学援助（区市町村が実施する生活保護世帯等を対象とする就学援助など）を受けている場合は、その金額を差し引き、差額を支給します。

※「東京都高等学校等給付型奨学金」を受けている場合、被災生徒支援給付金の支給対象と重なる経費は、被災生徒支援給付金を優先して支給します。

3 被災生徒支援給付金の対象経費

教科書、補助教材、体操着、実習費、修学旅行経費 等

4 被災生徒支援給付金の給付方法

生徒保護者が負担した実費を後日、銀行振込等により支給します。

- (1) 学年積立金（学校徴収金）で購入する教材等については、学校が事業者を支払った後、給付金を支給します。
- (2) 体操着等、生徒保護者が直接購入するものについては、レシート・領収書等を経営企画室に示していただいた後、給付金を支給します。購入に係るレシート・領収書等は保管しておくようお願いします。

5 被災生徒支援給付金の申請方法

必要書類を経営企画室に提出していただきます。

給付金の申請を希望される方に、経営企画室で申請書類をお渡しします。

問合せ先

東京都立竹台高等学校 経営企画室

電話番号 03-3891-1515